

自動車賃貸借仕様書

1 件名

自動車の賃貸借

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

3 借受車両（以下「車両」という。）

(1) 借受地域

全都道府県において借り受けができること。

(2) 装備品

次の装備品が搭載の車両であること。

ア カーナビゲーション

イ ETC車載器

ウ プライバシーガラス

(3) 車両の区分及び予定数量

区分	規格	予定数量（日数）	
		ノーマルタイヤ	スタッドレスタイヤ
A	1500cc以下（軽自動車可）	69	45
B	1501cc～2400cc	51	26
C	2401cc以上	4	8
4WD車利用時の加算料		4	

※ 予定数量は、あくまでも予定であって、実際に調達する数量を保証するものではない。

4 賃貸借料

(1) 費用

上記3の車両の借入に要する一切の費用、下記8の責任保険及び11の営業補償制度の額を含むものとする。

(2) 日割

1日は24時間とし、1時間未満の超過は賃貸借料の対象としないこととする。

5 支払い方法等

賃貸借料は毎月払いとする。ただし、月をわたり使用する場合は、返還した日が属する月に計上するものとする。

なお、請求書は利用予約所属ごとに作成し、提出すること。ただし、請求

書の宛名はいずれも「島根県警察会計担当官」とすること。

6 車両の受渡し等

(1) 車両の受取

車両の受取は、原則、各営業所において行うものとし、燃料タンクに燃料を満たした状態とすること。また、借受人の依頼により、スタッドレスタイヤを装着し費用が発生する場合には、賃貸借料と合わせて支払うものとする。

(2) 車両の返還

車両の返還は、最寄りの給油所において燃料タンクに燃料を満たし、受け取った営業所に対して行うこと。

なお、最寄りの給油所から返還する営業所までの燃料は賃貸借料に含むものとする。

(3) 車両の交換

借受け中の車両に交換の必要が生じた場合には、貸付人は、原則、受け取った営業所において、同一区分内の車両と交換を行うこと。

なお、車両の交換に係る費用は賃貸借料に含むものとする。

7 車両の乗り捨て

借受人の必要に応じ、車両を受け取った営業所以外においても、車両を返還できること。この場合、借受人は、貸付人に対して事前に承諾を得るものとする。

車両の乗り捨てに必要な費用は、貸付人の貸渡約款等により、賃貸借料と合わせて支払うものとする。

8 責任保険の具備

車両には、自動車損害賠償責任保険及び以下の条件を満たす保険補償制度を具備すること。

(1) 対人賠償が無制限（免責なし）であること。

(2) 対物賠償が無制限（免責なし）であること。

9 交通事故の損害

交通事故による事故相手方への損害は、借受人の過失にかかわらず、上記8の自動車損害賠償責任保険及び保険補償制度をもって補填すること。

なお、当該自動車損害賠償責任保険等の定めるところにより賠償を要する金額の全部又は一部について保険金の支払を受けることができない場合は、借受人が賠償するものとする。

10 車両の修理等

借受人が使用中の車両について、パンクや故障、交通事故等の事故により修理が必要になった場合、貸付人は、速やかに修理を行うとともに、状況に

応じて、代車を提供すること。

なお、これら修理等に係る費用は賃貸借料に含むものとする。

11 営業補償

営業補償による支払いは免責とする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、貸渡約款等に基づくほか、当該約款等の適用について事前に貸付人と借受人の両方で協議及び確認を行うこと。